

令和8年度男性育児休業等取得支援事業業務委託事業者の審査基準

令和8年度男性育児休業等取得支援事業業務を委託する事業者を適正かつ公正に選定することを目的とし、審査基準を定める。

審査は、提出された企画書等とプレゼンテーションの内容を参考に、下記の各項目について評価基準による5段階で評価し、審査委員が評価した結果の合計点を企画提案者の得点とする。

1. 評価項目・配点

審査項目		配点
(1)実施主体に関する評価		
①	事業実施及び進行管理に必要な人員・組織体制が整っているか。	10
②	事業を適切に遂行するための技術やノウハウ、実績等を有しているか。	10
(2)事業内容に関する評価		
③	研修の開催に関して、仕様書で提示した内容を反映し、効果的な内容・広報が提案されているか。	20
④	個別支援に関して、仕様書で提示した内容を反映し、効果的な内容・広報が提案されているか。	20
⑤	提案のコンセプト、ポイントは優れているか。	15
⑥	実施スケジュール及び事業計画について、適切かつ効果的であるか。	10
(3)提案内容に対し、妥当な経費が見積もられているか。		10
(4)働き方改革及び女性活躍等を推進する企業または障害者雇用に関する優良な取組みを行う企業として認定等を受けているか。 ※別表「調達時における働き方改革及び女性活躍等推進企業並びに障害者雇用優良企業の評価基準」による。		5
計		100

2. 評価基準

各項目ごとに次の5段階により評価する。ただし、審査項目(3)については、妥当な経費が見積もられている場合は5点、妥当な経費が見積もられていない場合は0点とする。審査項目(4)については、別表「調達時における働き方改革及び女性活躍等推進企業並びに障害者雇用優良企業の評価基準」による。

配点	非常によい（効果的な）内容である	よい（効果的な）内容である	普通	劣った内容である	非常に劣った内容である
20	20	16	12	8	4
15	15	12	9	6	3
10	10	8	6	4	2

3. 委託事業者の決定

- (1) 各審査委員の評価点数の合計点数を企画提案者の得点とする。
- (2) 得点が最も高い企画提案者を選定順位1位の参加者（以下「候補者」という。）とする。
- (3) 得点が最も高い企画提案者が2者以上あるときは、審査委員の協議により候補者を選定する。
- (4) 配点に審査委員の数を乗じた点数の60%を基準点とし、選定には基準点以上の得点を必要とする。

別表「調達時における働き方改革及び女性活躍等推進企業並びに障害者雇用優良企業の評価基準」

評価項目	認定等の区分 ※1		配点
働き方改革及び女性活躍等を推進する企業として法令に基づく認定等を受けているか。	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	えるぼし1段階目	2
		えるぼし2段階目	3
		えるぼし3段階目	4
		プラチナえるぼし	5
		行動計画 ※2	1
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	くるみん(H29改正前)	2
		トライくるみん(R4改定以降) くるみん(H29改定以降)	3
		プラチナくるみん	5
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		4
	香川県が実施する「子育て行動計画策定企業認証マーク」の取得		1
	香川県が実施する「かがわ女性キラサポ宣言」の登録		1
	香川県が実施する「かがわ働き方改革推進宣言」の登録		1
障害者雇用に関する優良な取り組みを行う企業として認定を受けているか。	厚生労働省が実施する障害者雇用優良中小事業主認定制度に基づく認定(もにす認定企業)		5
	香川県が実施する障害者雇用優良事業所認定制度に基づく認定		5

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※3 国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に沿って、上記内容を定めている。